

水戸市中心市街地活性化協議会 第1回運営委員会 議事録

- 【件名】 水戸市中心市街地活性化協議会 第1回 運営委員会
【日時】 平成21年1月21日(水) 14時~15時20分
【場所】 水戸商工会議所 第1会議室
【出席者】 ・委員定数 34名
・出席者数 26名(内委任状出席10名 出席者名簿:別紙)
・ワザバ 1名 ・事務局 4名
【議長の指名】 運営委員長 齋藤典生
【議事録作成】 水戸会議所 振興部 商工振興課
【議題】

- (1) 活性化協議会の組織と役割について・・・資料1・2
- (2) 運営委員会の進め方について・・・資料1・3
 - ・専門部会長、副部会長の選任について
 - ・専門部会委員の選任について
 - ・専門部会への委託事項について

【議事等の概要】

1. 開 会

定刻になり、事務局が出席者数を報告。規約第16条8項の委員の三分の二以上により成立するとして委員定数を満たしていることを確認、水戸市中心市街地活性化協議会運営委員会の開会を宣言した。

2. あいさつ

議事に先立ち、齋藤典生運営委員長があいさつ。

議事に入る前に、事務局から運営委員の変更(職務執行者)を報告。

(株)茨城新聞社(地域メディア)で人事異動があり石井氏に代わり新たに編集局長となった滝本政衛(たきもとまもる)氏が運営委員となる旨を報告。

その後、規約(第16条7項)により齋藤典生運営委員長に議長をお願いし、議事を開始した。

3. 議 題

(1) 活性化協議会の組織と役割について

議長が松本副委員長および事務局に資料1・2についての説明を求めた。

【松本副委員長】

設立総会后、事務局等を含め組織と役割について検討を行ってきた。協議会としては、法定に沿った形で進めているので、出来るだけ早い段階で事業を詰めていき、それを受けて水戸市には基本計画の認定申請をしていただきたいと考える。

また、協議会の役割に新たな項目、水戸市中心市街地活性化の目標像・文化重層都市のイメージ、活性化の承認を追加した。

運営委員会については、各部会に委託した事項の成果の全体調整・認定は大きな役割であり、文化重層都市といった目標に沿った事業に仕上げていく。また、事業の検討をスムーズに弾力的に行なうため、正副委員長・共同設置者・正副部会長等による調整会議を設置する。調整会議は、機動的に情報収集・一元化や各部会の事業プランの調整等を含め調整会議で事前に協議して運営委員会へ提案するとともに、市民・商店街・県・市・公共団体等と連携して進めていく。

専門部会では、運営委員会から委託された事項について具体的に詰めていく。専門部会委員は運営委員だけでなく、事業に合わせて商店街関係者・市民などが加わり、連携しながら事業を詰め、正副部会長は運営委員会、調整会議で連携・調整を図りながら進めていく。

【事務局】

昨年10月に水戸商工会議所は加藤市長に「平成20年度水戸市政に対する要望」を提出。その中で、「中心市街地活性化基本計画」については【重点的要望事項】として提案しており、「国の支援メニューの対象となる事業がないとの理由から、国への認定申請を前提としていないとのことであるが、認定申請を目指すことは、中心市街地活性化へ向けての水戸市の強い意志を明確にするとともに、国の各種支援メニューを受けるための前提条件でもある。併せて、認定申請への必須要件であります準工業地域における大規模集客施設の特別用途地区による立地制限を、一日も早く掛けていただきたい」という要望内容を口頭で説明。

資料2はその要望に対する回答であり、市は「国の支援措置を活用する事業が見込めないこと、認定の条件である特別用途地区等の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限

を行った場合、水戸市第5次総合計画や都市計画マスタープランとの整合性の確保が図れない。今後、基本計画の認定を要する事由が生じた場合には、当該事由の詳細、準工業地域における大規模集客施設の立地制限の必要性等を総合的に勘案し、改めて申請の是非を判断する」といった方針であることを説明。

議長は資料説明について質問等を委員に確認したが、特に質疑等はなし。

【議長】

運営委員会を準備する段階で、事前に正副委員長、共同設置者等による事務打ち合わせ会議を開き意見交換を行なった結果、運営委員会に次の三点を委員会に諮りたい。

第一点、協議会としては、今後も国の認定を目標とする計画づくりを目指す。そのためには、計画の成熟化を図り、熟度を高める点で三部会を中心に、議論を重ね具体的な活性化プランを後日水戸市に申し入れ、最終的には認定基本計画の申請を協議会として目指す。

第二点は、準備会で協議した各事業プラン等を更に練り上げ、成熟化を図るために分野ごとに三つの専門部会を設けることは先に了解されたが、専門部会を中心により実効性の高い事業の検討を進める。

第三点は、調整会議を設置すること。各専門部会がプランニングする具体的な事業計画を取りまとめ、練り上げる役割が必要であることから関係者で構成する調整会議を設置し、そこで検討・調整を図り、それを基に運営委員会で決定し協議会に上げていく。また、市内には活性化に繋がる動きがあるが個々で動いている状況が見られる。それらを相互につなげていく役割をどこかが担当しなければならないといったことが事前の打合せで指摘された。また、そうした様々な動きを一元化し活性化プランの中に位置づけていくという作業も必要という意識もあり、そうした点から調整会議を設置し情報の収集・一元化、様々な団体・各専門部会が事業をプランニングする過程でつながりをつけていく媒介役を担うこととする。

これまでの事を確認するという意味もあるが、以上三点を基本にして、こうした手続きを踏まえながら進めていきたいと考えている。

= 質疑・応答等 =

(委員) 協議会としては認定を受けることを条件とする。そのために事業プランの熟度を高めていく。

水戸市の回答の中で「基本計画の認定を要する事由が生じた場合には、もう一度是非を判断」とあるが、認定を前提として熟度を高めて欲しいということであれば協議会としても意気があがるのだが。

(市) 3月までに計画書を策定するというスケジュールでやってきているが、この段階で、提案されたプロジェクトについては熟度が高まっていないため計画書に組み入れることはできない。そういった観点から要望書の回答を出した。プロジェクト案については内容を検討し、実行できるものについては協議会の事業として位置づけているが、検討するという事項が多い。検討するとう内容では事業の実効性が薄いと判断し、5項目の事業を計画書の中で活性化事業に位置づけた。

(委員) 「現行計画が今年度で切れるので3月末までに策定する。その段階では具体的で、熟度の高い事業が無いので入れることは出来ないが認定しないというわけではない。計画書策定後でも事業プランの熟度を高め具体的にしたい。そうなれば認定申請を行なう」といった理解でよいのか。

(市) 現段階ではこの回答書以外の回答はない。国の支援を受けるような具体的な実効性のある事業が出てくるのかは未知数である。そういったところがハッキリすればあらためて考える。

(委員) 水戸市は認定に向けてともに熟度を高めていこうというスタンスでいてもらいたい。

(市) 中心市街地活性化について国の認定の必要な事業が見込めないため認定は先送りする。協議会は自ら事業を行なっていただきたい。行動する協議会となることに期待している。そして協議会と共に活性化に取り組んでいきたい。

- (議長) 共に汗を流しながら熟度を高めていく。車の両輪のような関係で、同じ目線で活性化に取り組んでいこうという点では共有できたと考える。
- (委員) 特別用途地域の問題について認定を求めるような状況になった場合、立地制限の問題はどうなるのか。
- (市) 立地制限をかけた後に認定申請となると思われるが、街づくり全体にかかわる大きな問題であり、条例の制定など時間を要する。1年ほどかかるだろうと思われる。そういったことも踏まえる一方、国の認定申請については目玉となる事業のほか複数のプランが必要。そういったプランがでてきた場合に認定申請、それに合わせて手続きを進めていく。
- (委員) 時間を要するのであれば、協議会としてはこの間にプランの熟度を高める他、国の支援を要するような新たな事業プランも考えられる。市には準工業地域の問題を進めていただきたい。情報交換をしながら共に進めていかなければならないだろう。
- (議長) 時間を要する問題もあるが、早急に具体化し、実行に移さなければならないこともある。計画の熟度を高めると同時に、形にできるものは連携をとりながら実行していく必要がある。こうしたことを踏まえて今後進めていきたい。

= 質疑応答終了 =

議長が、先に示した三点の提案事項について諮ったところ異議無く承認され、本件は、水戸市中心市街地活性化協議会総会に上程される。

(2) 運営委員会の進め方について

『専門部会長、副部会長の選任について』

各専門部会の正副部会長と部会委員の選任について規約(第17条3項)により各専門部会の正副部会長は運営委員長が選任することとなっていることから、議長(運営委員長)から選任(案)が出された。

「まちなか居住・市街地整備部会」部会長；深谷 邦夫 氏、副部会長；海老原健 氏

「商業・賑わいづくり部会」部会長；中村 眞一 氏、副部会長；林 雄一 氏

「交通・福利向上部会」部会長；入江 清芳 氏、副部会長；横田 能洋 氏

委員に質問等を求めたが、特に委員から質疑等はなく、議長が人選について諮ったところ異議無く承認された。

『専門部会委員の選任について』

議長から、専門部会は運営委員の他、市民や若手事業者、まちづくり団体など事業プランに合わせたメンバー構成とし、運営委員には書面で各専門部会への加入希望をとり、それを最優先するとともにその他プランニングにあたり協力いただきたい運営委員の人選は、各部会長と副部会長の協議によって決定する。全ての運営委員が三部会のどこかに所属するというわけではなく、部会でのプランニングに参加したいという方の希望調査とする選任案が出された。

選任方法について委員から特に質疑等はなく、この選任案について諮ったところ異議無く承認された。

『専門部会への委託事項について』

議長から、先の準備会にて合意されたプロジェクト(案)がまとまっており、基本的にはこの事項を中心に協議する。ただし、部会の中で活性化の効果が期待でき、実効性の高いプロジェクトあれば自由に加えていただき調整会議を経て運営委員会にその成果を報告していただく。「プロジェクトを横断する事業」については、調整会議や三部会の合同部会で検討をお願いするという内容が提示された。

= 質疑・応答等 =

(委員) 部会に権限、財源はどれくらいあるのか。

(議長) 部会決定は最優先となると思われる。財源についても部会で議論することになるか

と考える。

- (事務局) 水戸市の補助を受けながら商工会議所が中心市街地賑わいづくり事業として進めてきた事業を協議会の事業で展開される商業活性化賑わいづくり事業の一つとして位置づけ、進めていきたい。協議会の事業であるが、実施は商工会議所が主体的に取り組む。財源はこれまで同様商工会議所の中心市街地賑わいづくり事業をあてたい。その他の事業についても同様。専門部会の運営費については協議会が負担する。
- (委員) 商工会議所が主体となっている事業がそのまま引き継がれるということではよいのかと思う。LLCやLLPといったことは考えられないのか。
- (事務局) 現段階ではない。事業の実施主体となるところがあらわれれば考えられるが、当面21年度に向けて事業を進めるということでは商工会議所が主体とならざるを得ないが、各方面と共同して行なっていきたい。
- (市) 会議所が行なっている事業が活性化協議会の事業としている。

= 質疑応答終了 =

議長が、専門部会への委託事項について諮ったところ異議無く承認された。

以上で協議事項は全て終了した。

4. その他

意見・情報交換、事務局報告が行なわれた。

- (市) 市と協議会は活性化を進める上で、車の両輪のように一体となって進んでいきたい。行政が進めるハード事業はほぼ決定している。民間事業については、現段階で把握できるものを計画の中で位置づけたが、民間の動きを全て把握することはできない。民間の動きを総合的につなげていく役割も協議会にはお願いしたい。
- (委員) 基本計画の進捗状況について伺いたい
- (市) 事務局原案がほぼ終了、市内部の政策会議を経て2月3日からパブリックコメントに入る。同時に協議会に意見聴取をする。2月3日付けで市長から加藤協議会会長宛にお願いする。期限は1ヶ月。その後、パブリックコメント・意見聴取に対する対応を決定後、公表する。それらを経て庁議の決定を受け、年度内に決定する。
- (事務局) 今後のスケジュールを説明。基本計画に関する協議会の意見取りまとめ等の日程を組み入れ、運営委員会・協議会臨時総会を2月～3月に開催する。また、専門部会委員の希望調査も実施。2月中に専門部会の人選を決定していきたい。3月の運営委員会では総会に上程する事項等を協議。4月には協議会定時総会を開催し事業計画等を決定いただく。

以上

15時20分 閉会